経済産業省

中小M&A支援機関に係る登録制度の概要

令和4年1月

中小企業庁 財務課

１．登録制度の趣旨

- 昨年4月28日、中小M&Aを推進するため今後5年間に実施すべき官民の取組を「中小M&A推進計画」として取りまとめ。

- この中で、2021年度中に以下に取り組むこととされたところ。

  i. 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A 支援機関の登録制度を創設し、M&A 支援機関の活用に係る費用の補助については、予め登録された機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とすることとする。

  ii. 登録したM&A支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口も創設する。

２．登録制度の内容

（１）登録制度の対象

- 中小M&Aガイドライン※では、M&A支援機関は「中小M&Aを支援する機関」とし、具体的には、M&A専門業者（仲介業者、FA）、金融機関、商工団体、士業等専門家、M&Aプラットフォーマー、事業承継・引継ぎ支援センター等を指す。

※「中小Ｍ＆Ａガイドライン」：中小企業におけるＭ＆Ａの更なる促進のため、①Ｍ＆Ａの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、②Ｍ＆Ａ業者等に対して、適切なＭ＆Ａのための行動指針を提示するもの。中小企業庁において令和２年３月に策定。

- このM&A支援機関のうち、本登録制度はファイナンシャルアドバイザー（FA）業務又は仲介業務を行う者に限って対象とする（※業種を問わない。例えば仲介業務を行っている金融機関も対象とする。なお、デューデリジェンスのみを行う士業等専門家は対象としない。）。

（２）登録の単位

- 登録FA・仲介業者は、１事業者（法人・個人事業主）につき１登録。
  - ・グループ（親会社・子会社等の場合）の場合、FA業務又は仲介業務を行う事業会社毎に登録が必要。
  - ・複数の事業者が連携してFA業務又は仲介業務を行う場合、中小企業者等との契約の形態等により判断。
    （例）仲介業者Aと連携してM&A支援機関Bが中小企業Cと３者間契約をし、AとBそれぞれがFA業務又は仲介業務に要する費用をCに対して請求する場合は、AとBの支払いに要した費用をCが事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）の補助対象経費とするためには、AとBのいずれも予め登録が必要。

２．登録制度の内容

（３）主な登録要件

- 中小M&A推進計画では、登録要件として「中小M&Aガイドラインの遵守を宣言すること」を規定。

- 中小M&Aガイドラインにおいて定める各事項について、その規定により求める強度が異なることを踏まえ、登録要件の取扱いに差を設けながら遵守を求めることとする（※申請フォームを通じて宣誓）。

- 中小M&Aガイドラインにおいて求められている事項については、Ｐ４及びＰ５を参照。
  - 「◎」事項　＋　特記事項　⇒　規定内容そのままの遵守を求める
  - 「○」、「△」事項　⇒　中小M&Aガイドラインの趣旨に則った遵守を求める

中小M&Aガイドラインの記載概要（M&A専門業者）①

記載事項	該当頁	強度
１．基本姿勢		
①依頼者（顧客）の利益の最大化	51	○
②それぞれの役割に応じた適切な支援	51	△
③支援機関間の連携	51	△
２．行動指針		
（１）意思決定		
①M&A のメリット・デメリットの説明	53	○
②取扱情報に関する善管注意義務の自覚	53	○
（２）仲介契約・FA 契約の締結		
①契約の重要事項の説明（仲介・FA、専任、テール等）	53、54	◎
（３）バリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）		
①評価手法等についての説明	54	◎
②仲介者による DD の非実施	54	◎
③士業等専門家等の意見聴取に係る助言	54	◎
④仲介者による簡易評価についての説明	54	◎
（４）譲り受け側の選定（マッチング）		
①情報流出・漏えいに係る注意	55	○
②進捗状況の遅滞ない報告	55	△
③想定外の長期化等の場合における報酬減免等	55	△
（５）交渉		
①中小企業に寄り添った交渉サポート	55	○
②トップ面談の丁寧なサポート	55	△
③中立・公平な両当事者の利益の実現	55	○
（６）基本合意の締結		
①基本合意の締結	55	△

（注）「強度」欄について

◎：具体的な行動が規定されているもの。
（「必要」「すべき」等）

○：抽象的な行動が規定されているもの。
（「必要」「すべき」等）

△：訓示的な内容。
（「望まれる」「留意すべき」「必要に応じて」等）

- 「◎」事項　＋　特記事項

⇒　規定内容そのままの遵守を求める

- 「○」、「△」事項

⇒　中小M&Aガイドラインの趣旨に則った遵守を求める

中小M&Aガイドラインの記載概要（M&A専門業者）②

記載事項	該当頁	強度
（７）デュー・ディリジェンス（DD）		
①譲渡側への資料準備の催促、サポート	56	○
②仲介者による DD の非実施	56	◎
③士業等専門家等の意見聴取に係る助言	56	◎
④譲受側に配慮した DD についての譲渡側への働きかけ	56	△
（８）最終契約の締結		
①契約内容の漏れについての再確認の催促	56	◎
②弁護士の関与下での契約締結	56	△
（９）クロージング		
①段取り整理、入金確認	56	◎
②司法書士等の士業等専門家等の関与	56	△
３．特記事項		
（１）仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策		
①仲介者であることの説明	57	◎
②バリュエーション、DD の非実施	57	◎
③士業等専門家等の意見聴取に係る助言	57	◎
④利益相反の懸念事項の説明、開示	57	○
（２）専任条項の留意点		
①専任条項の対象範囲の限定	58	○
②情報管理に配慮した上でのセカンドオピニオンの許容	58	◎
③専任条項の期間（最長 6 ヶ月～1 年以内を目安）	58	◎
④中途解約可能条項の規定	58	△
（３）テール条項の留意点		
①テール条項の期間（最長 2 年～3 年以内を目安）	58	△
②テール条項の対象の限定	58、59	◎

（注）「強度」欄について

◎：具体的な行動が規定されているもの。
（「必要」「すべき」等）

○：抽象的な行動が規定されているもの。
（「必要」「すべき」等）

△：訓示的な内容。
（「望まれる」「留意すべき」「必要に応じて」等）

- 「◎」事項　＋　特記事項

⇒　規定内容そのままの遵守を求める

- 「○」、「△」事項

⇒　中小M&Aガイドラインの趣旨に則った遵守を求める

２．登録制度の内容

（４）登録後、登録事業者の対応

- 登録されたFA・仲介業者による登録要件の充足を確保するため、以下の対応をとることを求める。
  ① 要件を充足している旨を自社HPで掲載
  ② 要件を充足している旨を顧客に書面等で事前説明
  ③ 毎年度、実績報告を提出
- また、経済産業省HPにおいて、登録機関の一覧を掲載する。

（５）登録の継続、取消し等

- 今後も登録制度は継続して運用予定。登録されたFA・仲介業者において毎回登録手続きをとる事務負担を軽減するため、毎年度の実績報告提出の際、登録継続申請手続を設ける。

- 登録をしたものの、特段合理的な理由なく支援実績が芳しくないなど、一定の要件に該当する場合には、登録の継続を認めないこととする。

- 登録要件を充足しない（しなくなった）と判断される場合は、別途設置する弁護士等の第三者で構成する有識者委員会に諮った上で、登録の取消しを行う。

- なお、登録取消し事由に該当し、取消しがなされた場合は、補助金を利用する中小企業者にとって補助金の対象経費とならなくなる可能性があることから、中小企業庁のHP等において公表する予定。

3．申請／実績報告

（1）申請

- 申請時に求める主な事項
  - 申請者の基本属性（企業名、代表者氏名、本店所在地、サービスを提供できる都道府県、資本金、従業員数（うち、M&A支援業務専従者の従業員数）、業種、売上高、M&A支援業務の開始時期　等）
  - 要件充足(中小M&Aガイドライン遵守の旨)の宣誓、料金表
  - ネガティブ事項への非該当性（国予算において処分を受けていない、反社ではない等）

（2）実績報告

- 実績報告時に求める事項（補助金交付案件）

・譲渡側、譲受側の別　・経営者の年齢
・業種　・譲渡価額、譲受価額
・資本金額　・譲渡側の純資産、純利益、純借入債務（借入金-現金預金）
・従業員数　・手数料の金額（相談料、着手金、中間報酬、成功報酬の別）
・所在する都道府県　・相談の端緒（自社開拓、センター、金融機関、商工団体、士業等専門家の別）
等

- 補助金交付案件でない案件については、当該中小企業への影響や負担のない事項（上記事項のうち「譲渡側、譲受側の別」、「業種」、「所在する都道府県」）に限って、匿名で報告することを登録FA・仲介業者に義務付け、それ以外の事項に関する報告や顕名での報告については任意とする。

- なお、実績報告のあった情報については、今後の政策立案の参考として活用するほか、中小M&Aの実施状況に関する参考情報として個別事業者が特定されない形で情報発信する。

(参考)M&A支援機関の登録状況①

- 現在、**登録FA・仲介業者は2,278件**。仲介業務とFA業務の両方を提供している割合は約８割。
- 業種としては専門業者が多く、**仲介専門業者が23.9%**、**FA専門業者が17.3%**となっている。また、**税理士(22.7%)**や**公認会計士(10.2%)**も多いほか、**地域金融機関(5.5%)**も多い。

登録M&A支援機関数

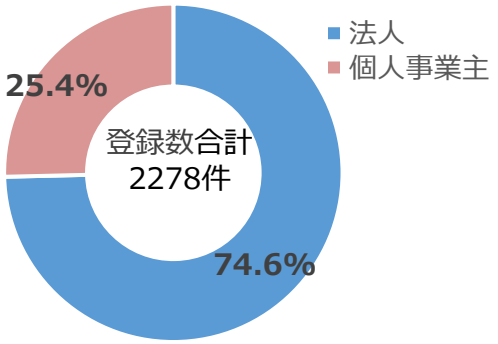

登録M&A支援機関のFA、仲介業務の別

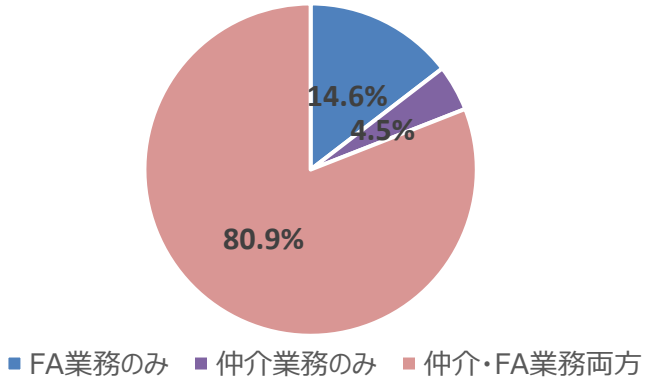

登録M&A支援機関の種類別構成比

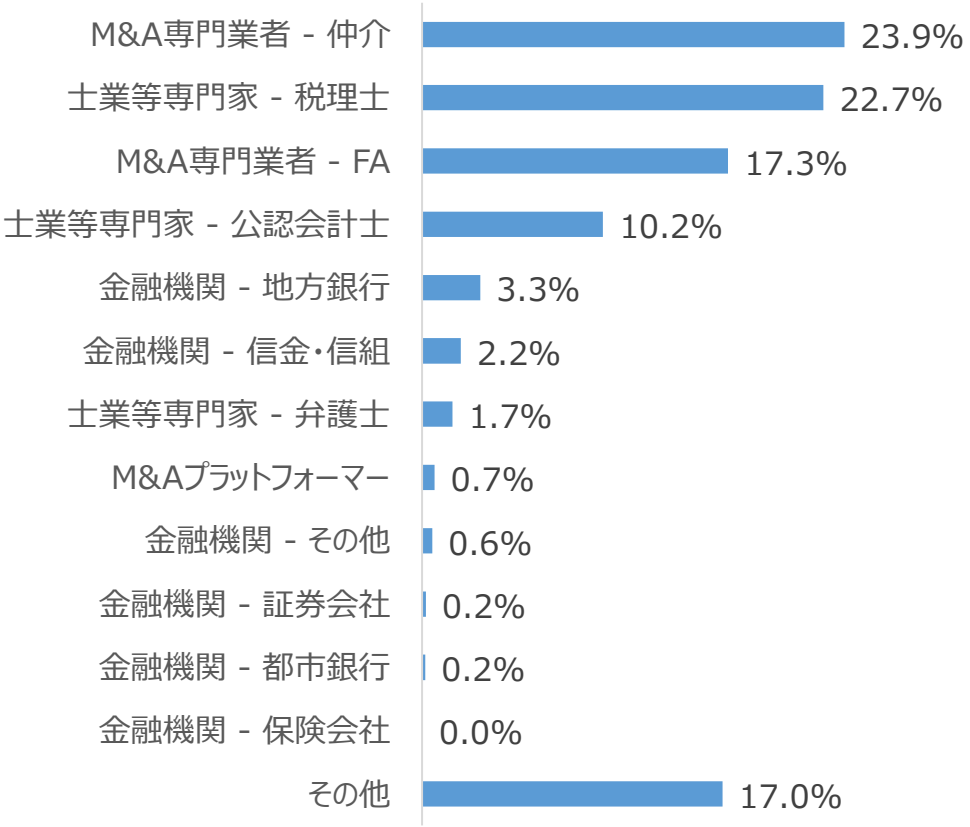

(参考)M&A支援機関の登録状況②

- M&A支援業務専従者数別としては、「0～2人」が68.6%、「3～4人」が16.0%、「5～9人」が10.8%であり、**小規模な体制の事業者が多い**。
- 設立年代別では、「2020年代」が43.4%を占めており、**新規に参入した事業者が多い**。

M&A支援業務専従者数別の構成比

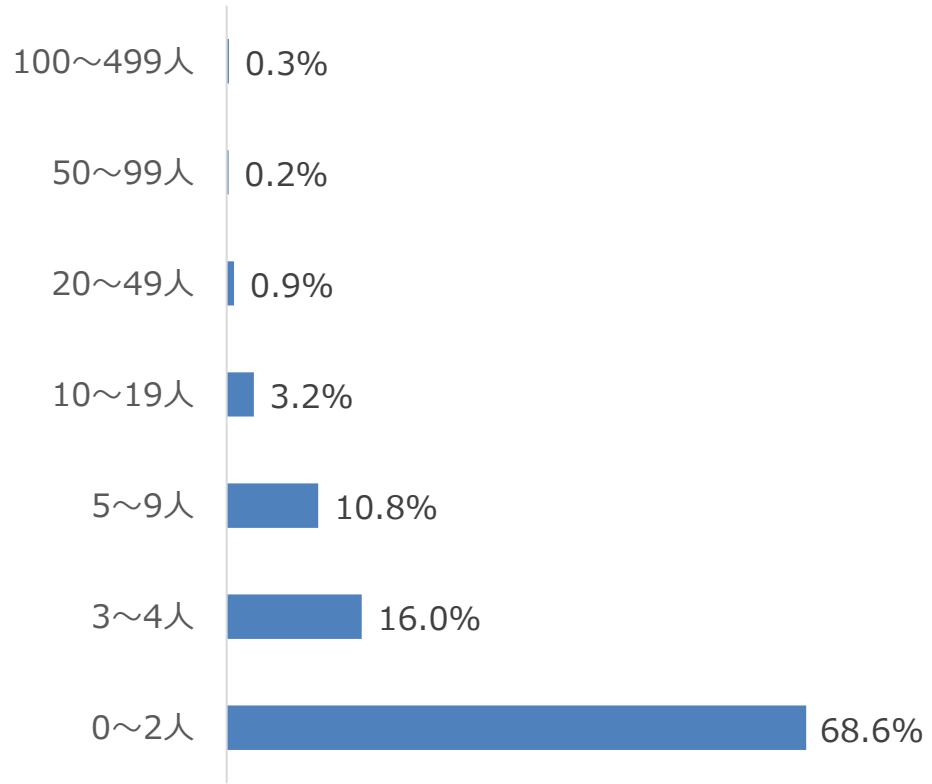

設立年代別の構成比

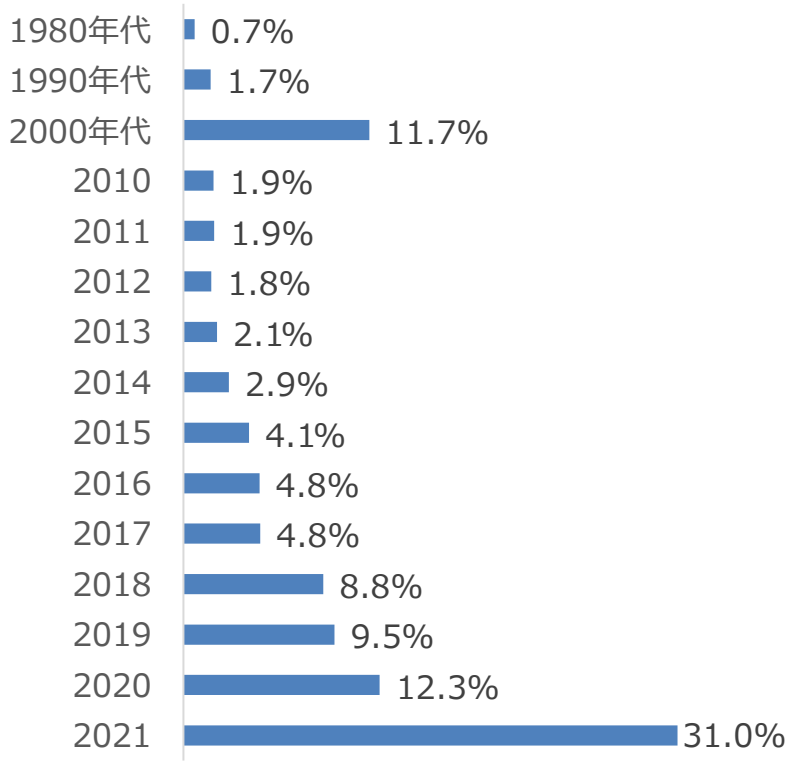

(参考)M&A支援機関登録制度と事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)との関係

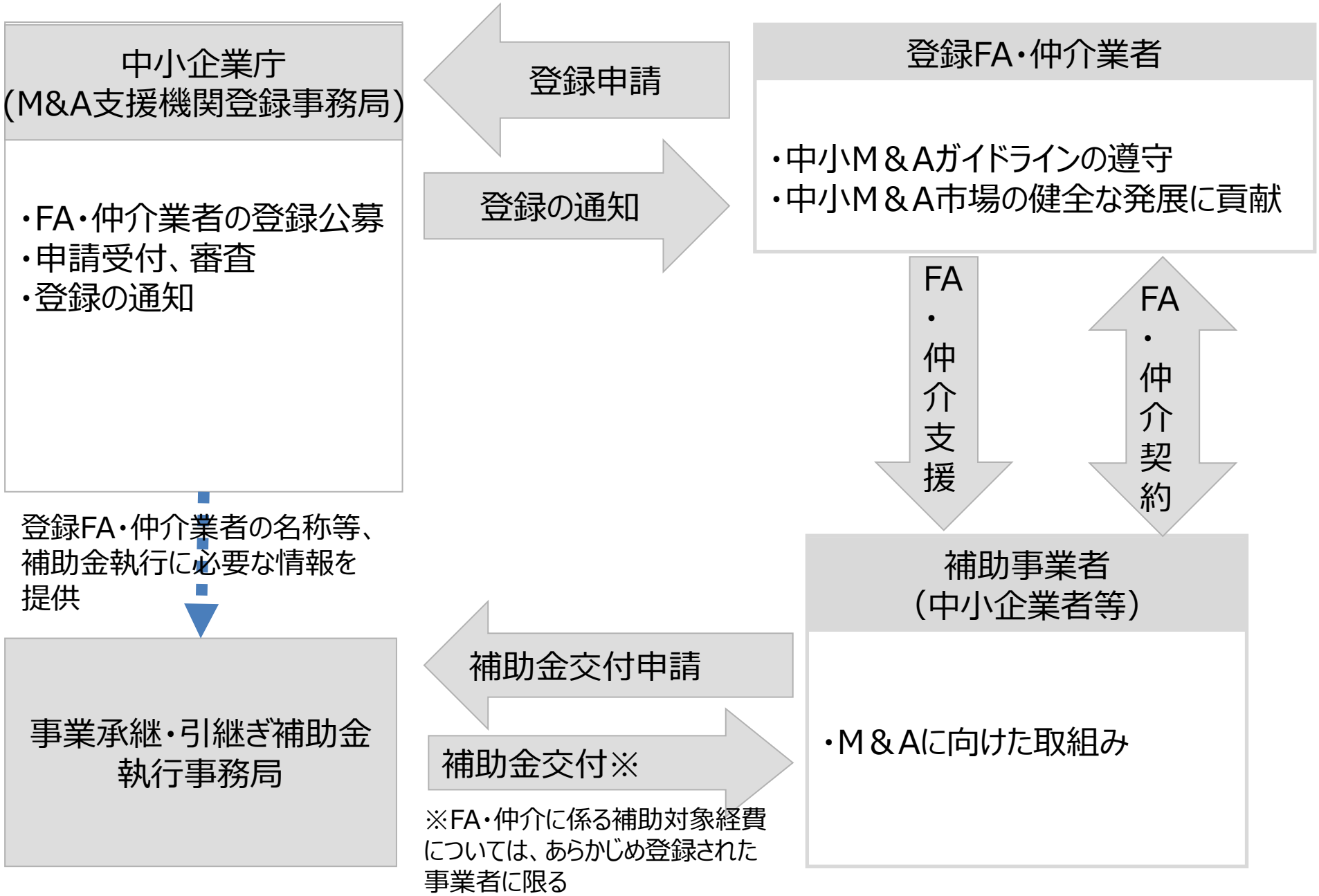

４．今後のスケジュール

1月21日	登録制度の申請受付開始
2月21日	登録制度の申請受付〆切
3月上旬頃	登録支援機関の公表
調整中 (令和4年3月頃からを予定)	事業承継・引継ぎ補助金(令和3年度補正予算）の公募開始

（※）なお、登録制度の運用状況については、「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会」に定期的に報告し、必要に応じて登録制度の見直しを行う。

問い合わせ先

■M&A支援機関登録制度に関する問い合わせについては、
M&A支援機関登録事務局にお寄せください。

URL：https://ma-shienkikan.go.jp
E-mail：touroku-support@ma-shienkikan.go.jp
電話：０３－４５７０―８６９２（平日１０時～１７時）

■登録FA・仲介業者に係る不適切な事案の情報提供については、
情報提供受付窓口までご連絡ください。

URL：https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases
E-mail：jouhouteikyou@ma-shienkikan.go.jp
電話：０３-６８６７-１４７８（平日１０時～１７時）

参 考

中小M&A推進計画

- 中小企業におけるM&Aを推進するため、今後5年間に実施すべき官民の取組を取りまとめたもの。中小企業庁において令和3年4月に策定。

（プレスリリース）
https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210430012/20210430012.html
（計画本体）
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shigenshuyaku/2021/210428torimatome.pdf

事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）

- M&Aの譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助するもの。

（令和3年度補正予算）
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_shoukei.pdf

中小M&Aガイドライン

- ①Ｍ＆Ａの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、②Ｍ＆Ａ業者等に対して、適切なＭ＆Ａのための行動指針を提示するもの。中小企業庁において令和２年３月に策定。

（プレスリリース）
https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001.html
（ガイドライン本体）
https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200331001/20200331001-2.pdf

(参考)中小M&Aガイドラインの策定

- M＆A業者の数は年々増加しているが、中小企業にとって、**適切なM&A支援の判別が困難であり、M&Aを躊躇する原因の１つ**となっている。
- このため、昨年3月に**中小M&Aガイドラインを策定**し、**M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示す**とともに、**M&A業者等に対して適切なM&Aのための行動指針を提示**。

中小企業がM＆Aを躊躇する要因

①M＆Aに関する知見がなく、進め方が分からない	②M＆A業務の手数料等の目安が見極めにくい	③M＆A支援に対する不信感

中小M＆Aガイドライン

後継者不在の中小企業向けの手引き

①

- **合計18個の中小M＆A事例を提示**し、M＆Aを中小企業にとって**より身近なものに**。
- 中小M＆Aのプロセスごとに**確認すべき事項**や、**適切な契約書のひな形を提示**。

②

- **仲介手数料**（着手金/月額報酬/中間金/成功報酬）の**考え方**や、**具体的事例の提示**により、**手数料を客観的に判断する基準を示す**。
- 支援内容に関する**セカンド・オピニオンを推奨**。

支援機関向けの基本事項

③

- **支援機関の基本姿勢**として、**事業者の利益の最大化と支援機関同士の連携の重要性**を提示。
- **M＆A専門業者**に対しては、**適正な業務遂行**のため、
  ①売り手と買い手双方の１者による仲介は「利益相反」となり得る旨明記し、**不利益情報（両者から手数料を徴収している等）の開示の徹底**等、その**リスクを最小化する措置**を講じる
  ②他のＭ＆Ａ支援機関への**セカンドオピニオンを求めることを許容する契約**とする
  ③**契約期間終了後も手数料を取得する契約（テール条項）を限定的な運用**とする　といった行動指針を策定
- 金融機関、士業等専門家、商工団体、プラットフォーマーに対し、求められる具体的な支援内容や留意点を提示。